

障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討会議開催要綱

(目的)

第1条 福祉局長（以下「局長」という。）は、障がい福祉サービス等に係る質の確保・向上のためのアクションプランの策定に当たり、障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討を行うために、有識者等の意見を聴くことを目的として、「障がい福祉サービス等における支給決定等のあり方検討会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(定義)

第2条 この要綱において、「障がい福祉サービス等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス、同条第19項に規定する相談支援及び同条第27項に規定する移動支援事業
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、同条第6項に規定する障害児相談支援及び第7条第1項に規定する障害児入所施設
- (3) 地域生活支援事業等の実施について平成18年8月1日障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知に係る別紙2地域生活支援促進事業実施要綱3(2)カに定める重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

2 この要綱において、「支給決定等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 障害者総合支援法第19条第1項に規定する支給決定、同法第24条第2項に規定する支給決定の変更の決定、第30条に規定する特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給、同法第51条の5第1項に規定する地域相談支援給付決定、同法第51条の9第2項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定、同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給及び同法第51条の18第1項に規定する特例計画相談支援給付費の支給
- (2) 大阪市移動支援事業実施要綱第13条第1項に規定する支給決定及び同要綱第14条第2項に規定する支給決定の変更
- (3) 児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定、同法第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更の決定、同法第24条の3第4項に規定する入所給付決定及び同法第24条の26第1項に規定する障がい児相談支援給付費の支給

(聴取事項)

第3条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 支給決定等における現状と課題に関する事項
- (2) 支給決定等における今後のあり方に関する事項
- (3) 前2号に掲げるほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第4条 会議のメンバー（以下「メンバー」という。）は、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから局長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第5条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、令和9年3月31日までとする。

(開催方法)

第7条 会議は、本市指定場所またはウェブ会議の方法（インターネットを通じて、メンバーの間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。）で開催する。

2 局長は、緊急に会議を開催する必要がある場合など、会議を招集することが困難であると認めるときは、メンバーから資料等により意見の提出を受け、書面等で会議を開催することができる。

3 第1項の場合において、一部のメンバーから、会議での意見に代えて書面等による意見の表明を要望された場合、その意見を当該会議の場で聴取したものとみなすことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉局障がい者施策部障がい支援課において行う。

附 則

この要綱は、令和8年7月6日から施行する。